

## 添付資料一覧

	添 付 書 類	備 考
1	農用地利用計画の変更について（申出）	申出者は、事業を計画している者。
2	変更後の使用目的に係る資料	必要事項を記入。
3	位置図	住宅地図等の写しで、場所を明示する。
4	公図の写し	法務局で発行。コピー不可
5	道路台帳の写し	道路管理課で発行。
6	配置図	予定建物、駐車スペース等の位置、敷地の寸法、分筆予定線（寸法も記入）、境界からの距離、排水経路（排水先）、縮尺、方位を記入。
7	全部事項証明書（土地登記簿謄本）	法務局で発行。（閉鎖謄本が必要な場合あり）コピー不可
8	住民票の写し ※法人の場合…法人登記簿謄本・定款・議事録	自己用住宅の場合、申出者及び親族（長期居住）のもので、世帯全員・本籍・続柄が掲載されているもの。コピー不可
9	戸籍謄本	深谷市開発許可等の基準に関する条例第6条第1項第2号に該当する親族との関係がわかるもの。
10	土地・家屋名寄せ帳の写し ※土地を所有していない場合…無資産証明書（深谷市）	市民課（総合窓口）で発行。計画者及びその配偶者、土地所有者（計画者の親族の土地に自己用住宅を計画する場合）のもの。
11	土地所有者の同意書	抵当権、貸借権等の権利が設定されているものについては、権利者の同意も必要。
12	《申出場所が土地改良区に該当している場合》 土地改良区の同意書	
13	《住宅の申出で、申出者が借家住まいの場合》 借家証明書	賃貸契約書の写し等（契約期間内のもの）
14	《農家住宅・農家住宅敷地拡張・農業用施設の場合》 農家証明書	農業委員会で発行。
15	《農家住宅・農家住宅敷地拡張・農業用施設の場合》 農業経営に係る資料	
16	《資材置場・駐車場の場合》 資材置場又は駐車場の設置に関する資料	本体の事業所・営業所が市内にあること。それが都市計画法その他関係法令に適合していること。
17	《代理申請の場合》委任状	
18	各課打合せ記録票	農地法、都市計画法その他関係法令に適合した計画であることを申出者で確認すること。
19	確約書	計画地において、土地改良事業が実施中及び完了後8年未経過の場合
20	その他、他法令（農地法・都市計画法等）との調整に際し、必要な資料	

●提出部数…正副2部（原本・コピー）

●申請用紙及び添付資料についてはA4又はA3サイズとする。

●提出締切（年4回）…2月末日、5月末日、8月末日、11月末日

※締切日が市役所の休日となる場合は、その休日前直近の開庁日